

第三回参議院水産委員会會議錄第四号

昭和二十三年十一月十六日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法案(内閣送付)

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案(内閣送付)

○漁業権等臨時措置法案(内閣送付)

午前十時二十四分開会

○委員長(木下辰雄君) 只今より水産委員会を開会いたします。水産業協同組合法案外二案につきまして、政府の提案理由の説明に対する質疑をいたします。

○青山正一君 協同組合法は急速に審議し、早急に施行しなければなりません。が、解散があるからとの理由で、審議の意を盡さず片附けるということ、は、絶対に反対であります。やはり悪いところは悪い。疑問のあるところは疑問ありとして、一つ十分に研究しなければならぬと思っております。で悪いところも、疑問のあるところもそのままにして押し通すことは、私は絶対にいけない。その点十分に一つ御留意願いたいと思っております。それからこれは、この水産業協同組合法の本審査に当る前に、委員長としての一つ心構えをお聞きいたしたいと存じます。敢えてこれは自分の私情とか、情実というものを殺しまして、お伺いするわけでありますからして、若し詰問がましいことがありましたら、一つお許し願いたいと思っております。

す。それは、この中央水産業会が閉鎖機関として指定を受けられたことは、御承知の通りでございます。又この中央水産業会は、旧水産團體法における最高機関であることも御承知の通りでございます。第一に、この中央水産業会の閉鎖当時の当面の責任者として、而も会長という最高の責任者として、第二には、今回の第三國會におきまして、在來の非民主的なる水産團體法における中央の最高機関であるところの中央水産業会の会長が水産常任委員会の委員長となりまして、その水産團體法を……。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと待つて下さい。今この三案に対する質疑を許しております。

○青山正一君 だから、その審査に當る前に、委員長としての一つ心構えをお聞きしたいというわけなんです。水産常任委員会の委員長となつて、その水産團體法を否認し、新たに百八十度のに轉換した水産業協同組合法の今日上程を見んとするとき、曾てはこのような地位におられたお方が、委員長としまして、どういふふうな心構えで審査を進められるのか、と申すのは、この水産業協同組合法が、何故に早急に必要なのかということを考えるとき、中央水産業会が閉鎖されたがため、その系統機関なり、或いは下部組織、漁業者の行くところを知らず、言葉に言い盡せない迷惑を漁業者に與へ、業界を非常な混乱に落したことは、万人が全部が認めるところで

ありまして、その罪は職域の上から考へて見まして万死に値するものである。こういう根拠からして、早急に水産業協同組合法の上程が、殊に必要だつたと私は解釈するのであります。私はこの委員長を非難する者ではありません。又不信任の意思を表示する者でもありません。ただかかる関係におられたお方が、その團體を否認し、新たな角度で委員長として審議を進められる、その御心境の程を一つ公式にはつきりと御表示願いたいと思つております。以上。

○委員長(木下辰雄君) 只今青山君から質問がありました。誤解があつてはいけません。その当時のことをよくお話ししましょう。中央水産業会において、すでにこの解放問題を一番先に唱えまして、そうしてこの水産協同組合法、漁業法の改正案を中央水産業会が立案して、一日も早くこの組合の設立及び事業の態勢を唱道したのであります。これはあなた方が地方の会長としてよく御存じのことだらうと思つて、總會のある度この問題が出まして、そうして数回会長會議も開きまして、この問題を検討したことは御承知の通りであります。地方も中央も水産業会としては、戦時中の統制團體は一時脱却して、そうして民主的な組合を作り、民主的な法律を作るということについては、系統機関が全部同じような意向を持つて唱道したと思つて、何れも水産業会の当局者が時代に逆行して協同組合法案の成立を阻害す

るといふ意向は毛頭なかつたのであります。進んでこれはやつたわけでありませぬ。

それから委員長と又水産業会の会長との立場は、これはおのずから違つておりました。中央水産業会が閉鎖になりましたが、参議院の議員として、國民の代表として、國民の負託に副うようにこの改正をやりたいと思つて念願しておりました。右の通りお答えいたします。質疑を許しますから、ありますたら……。

○矢野西雄君 これはいわゆる臨時議會であつて、その主たる目的はむしろ民主党、社会党、協同党が混合内閣を作つておつた。その基礎においていゆる政令を出した責任上、公務員法を一部改正する法律案を提出しなければならぬ客観的情勢で、今臨時議會が開かれたのであつて、現内閣はそれをそのまま踏襲しておつたのであるから、最前青山君が言われた通り、この重大なる、殊に民主的な立法とも言うべきこの法律案が、十分に漁業の主体性に立つておるその諸君の利益を擁護して行くというふうな立場からも、敢えてこの臨時議會に早急に、審議を輕率にしてこれを可決するということにならぬようにという御意見に對しては、私は心から賛同を表するものでありますから、それにおいてよく質疑應答を十二分にして頂き、意見も十分に發表するといふふうなふうに、運営の方法を委員長において十分お取

計らいの程を要望して置きます。

○委員長(木下辰雄君) 承知しました。併し……。

○矢野西雄君 それから当局にお尋ねしますが、この水産業協同組合法案を立案されるためには、これは凡そどれくらいの日数をお掛けになつたか。又その主たるいわゆる主管の、この改正法律案の立案等のその所屬部局はどこであるか。又主としてそれに責任を持つて関連された人は何人であるかを、一應承つて置きます。

○説明員(藤田巖君) この協同組合法は別に研究をいたしております。漁業法の改正と並行をいたしまして、関連的に進めて来たのであります。両方面とも終戦直後、農地制度の改革及び農業協同組合法が提出された以前から、すでに水産業方面においてもその必要を認めて研究は續けておつたのであります。具体的に関係方面との折衝の始まりましたのは、やつと二年程度の日子を要しておるわけでありまして、併しながら関係方面との審議の重点は、むしろ漁業法の改正に重点があつたのであります。協同組合法につきましては比較的順調に進んで参つておるわけでありませぬ。

○青山正一君 委員長、これは逐條審議しますか、漠然とやりますか。

○委員長(木下辰雄君) 水産業協同組合法案は、逐條審議といつても、一章一章やりたいと思います。

○矢野西雄君 一番初めに總括的質問、それから章々に分つてやつたらどうでしょう。

○委員長(木下辰雄君) 總括的の質問を今許しております。別に質問が總括的のありませんでしたら、実は一章一章を議題に供したいと思つて、それで前の水産業協同組合法案の方は、今日は一應お分りになつたことと思つて、次に水産業協同組合法案の第一章目的その他を一括して、第一章全部一括して議題に供しますから当局に対する質疑をお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 今予定しておるのは木金土の三日でございまして、あと三回ですね。

○青山正一君 その三回の中には討論が入つて来ますか。

○委員長(木下辰雄君) 入りません。

○青山正一君 審議だけですか。

○委員長(木下辰雄君) 質疑だけです。今日は一章々やりまして、やれるところまで……第一章がなければ第二章の協同組合の條項に入りまして第十一條から順に一つ……。

○青山正一君 第一番目に御質問申上げたのは、この本法案には組合の地区の範圍に關しまして規定する点はないのでありますが、これは予め一定の標準を示すべきではなからうか、又一定の区域に二つ以上の組合を設立し得るかどうか、この点もつきりここにお示し願ひたいと思つてあります。

○青山正一君 それから法案の先般配付になりました第二次案によりますと、組合には定置漁業権を許さないように解せられておりました。その理由はどうか。

○委員長(木下辰雄君) 切り離してこの点を慎重に考えて置く必要はありますが、たとえ漁業権と切り離してこの点を慎重に考えて置く必要はありますが、又組合は漁業の許可を受け得るかどうか、その点をはつきり承わりたいと思つて、それから第十七條の漁業の自営に關する條件は余り窮屈ではないかどうか、そういう点につきまして、一つ併せて質問いたします。

○説明員(藤田慶君) お答えを申し上げます。第一点の本法案には組合の地区の範圍については何ら規定がないが、予め一定の標準を示すべきではないかというお話でございます。御尤もと思つておられます。ただ今度の水産業協同組合法は従來と違ひまして全然設立についても漁民の自主的な意思に基く、加入、脱退についてもその自由な意思に基いて何ら法的には拘束しないというふうな極めて自主的な性格の強い團體でありますので、特にこの区域をどうするかどうかという点を法律で規定することもこれは必要はないというところから従來の團體法のような規定は行わなかつたわけでありまして、併しながら我々といつたしましては、通常の事態といつたしますれば、従來の漁業会は極めて円満に行つておりますところでは、それがやはり一番地区としても適當であるという地区が選ばれておるわけでありまして、恐らく今度の新しい漁業協同組合を作り出す場合は、當然そういうふうな地区によつて作られるのではないだらうかというふうに予想いたします。それから又現在の地区が非常にごた／＼しておりますやうな所では、これは漁民の自主的な意思によりましてこれが改正されるというふうなこともあり得るのではないかと、このように考へております。我々としては大體において地区の点については格別の標準を示しませんでも、従來の承らくの團體の事情からいたしまして、當然決定して行くのじやあるまいかというふうな考へておるわけでありまして、要は規定を置きません趣旨は、できるだけこれを法律的には拘束しない、こういうふうな建前に考へておるわけでありまして、それから第二番の一定の区域に二つ以上の組合を設立し得るかという御質問でございます。これも何ら制限をいたしておりません。従ひまして一定の区域に二つ以上の組合も設立することは可能であると考へております。それから第三番の、法案の第十七條によりますれば、組合には定置漁業権の共有は許されないと、このこととがございまして、組合は組合を自営する規定であるわけでありまして、この自営する漁業については何ら法令上制限してありません。従ひまして定置漁業権のみから営む場合においてはこれは持てる、従來のように定置漁業権だけを共有いたしました他に貸付けるといふふうには今度の法令では認められないのであります。單に所

有するだけでは困りますが、みずから漁業を営むという場合には定置漁業権も持てる、これは漁業法においてさうな改正が行われるわけでありまして、それから組合は漁業の許可を受けるが、これも組合みずからその漁業を営みます場合でも、許可漁業と雖も許可を受けて漁業協同組合がこれを行ひ得るといふふうな考へております。漁業自営に關する條件が非常に窮屈ではないだらうかというふうなお話でございました。これはとにかく如何なる漁業であろうか、みずから営む場合においてはやはり得る、さういふふうな廣い考へ方で出発しております。大體漁業協同組合は私共の考へ方といたしましては、組合員の流通部面の仕事をすることが適當な團體であろうと考へております。従ひまして大體協同組合の狙いとしては流通部面でありまして、場所的には生産部面の協同組織である漁業生産組合を二重に作る必要のないというふうな場合については、この漁業協同組合自体が生産部面の協同組織としてみずから漁業を営めるといふふうな考へ方を取つておるわけでありまして、従ひまして事業を営みます場合には相當の危険を伴うわけでありまして、従つて組合員がその事業の危険もよく納得して行く必要がございまして、いわば同志的な結合という趣旨をもつと強くする必要がありといふふうな建前からこの條件が書いてあります。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質疑はありますか。第二章の第一節に對しては、後からあるかも知れませんが、第二節に移りまして、組合員に關する事項第十八條から第三十一條までですね。組合員の資格とか、出資とか……。

○説明員(藤田慶君) 漁民の判定は先ずその協同組合が自治的に決める。それについて異議のあります場合は、それは現在許されておりますところの訴訟の手続によつて、これが最後の確定をする、さういふふうな考へております。

○青山正一君 十八條に關しまして漁業従事者は準組合員か正組合員か。若し正組合員とみなされればその理由はどういふものか。それから正組合員か準組合員かその線の引き方が非常にむづかしい。その地その地の実狀に即して漁民の考へでやつていいの。それから定款が定まらないと漁民でも組合員になれないといふこともできて来るわけですか。場合によれば經營者だけの組合といふものができて来ないかどうか。この点従事者も合めるという政令を出す氣持はないかどうか。それから業種別組合に従業員も組合員になれるとはつきり規定してあるわけでありまして、漁業協同組合そのものにそれを規定すべきだと解するかどうか。それから經營者と従業者が一体となつた組合を作るべきだと解するかどうか。十八條の第三項には「定款の定めるところにより、それから下へ來まして「資格を有する者」といふことができる。」「ただ漠然と書いてあるのみで、この点をはつきり一つお示し願ひえられたいと思つております。それから第二十四條に、いわゆる専用

それがやはり一番地区としても適當であるという地区が選ばれておるわけでありまして、恐らく今度の新しい漁業協同組合を作り出す場合は、當然そういうふうな地区によつて作られるのではないだらうかというふうに予想いたします。それから又現在の地区が非常にごた／＼しておりますやうな所では、これは漁民の自主的な意思によりましてこれが改正されるというふうなこともあり得るのではないかと、このように考へております。我々としては大體において地区の点については格別の標準を示しませんでも、従來の承らくの團體の事情からいたしまして、當然決定して行くのじやあるまいかというふうな考へておるわけでありまして、要は規定を置きません趣旨は、できるだけこれを法律的には拘束しない、こういうふうな建前に考へておるわけでありまして、それから第二番の一定の区域に二つ以上の組合を設立し得るかという御質問でございます。これも何ら制限をいたしておりません。従ひまして一定の区域に二つ以上の組合も設立することは可能であると考へております。それから第三番の、法案の第十七條によりますれば、組合には定置漁業権の共有は許されないと、このこととがございまして、組合は組合を自営する規定であるわけでありまして、この自営する漁業については何ら法令上制限してありません。従ひまして定置漁業権のみから営む場合においてはこれは持てる、従來のように定置漁業権だけを共有いたしました他に貸付けるといふふうには今度の法令では認められないのであります。單に所

有するだけでは困りますが、みずから漁業を営むという場合には定置漁業権も持てる、これは漁業法においてさうな改正が行われるわけでありまして、それから組合は漁業の許可を受けるが、これも組合みずからその漁業を営みます場合でも、許可漁業と雖も許可を受けて漁業協同組合がこれを行ひ得るといふふうな考へております。漁業自営に關する條件が非常に窮屈ではないだらうかというふうなお話でございました。これはとにかく如何なる漁業であろうか、みずから営む場合においてはやはり得る、さういふふうな廣い考へ方で出発しております。大體漁業協同組合は私共の考へ方といたしましては、組合員の流通部面の仕事をすることが適當な團體であろうと考へております。従ひまして大體協同組合の狙いとしては流通部面でありまして、場所的には生産部面の協同組織である漁業生産組合を二重に作る必要のないというふうな場合については、この漁業協同組合自体が生産部面の協同組織としてみずから漁業を営めるといふふうな考へ方を取つておるわけでありまして、従ひまして事業を営みます場合には相當の危険を伴うわけでありまして、従つて組合員がその事業の危険もよく納得して行く必要がございまして、いわば同志的な結合という趣旨をもつと強くする必要がありといふふうな建前からこの條件が書いてあります。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質疑はありますか。第二章の第一節に對しては、後からあるかも知れませんが、第二節に移りまして、組合員に關する事項第十八條から第三十一條までですね。組合員の資格とか、出資とか……。

○説明員(藤田慶君) 漁民の判定は先ずその協同組合が自治的に決める。それについて異議のあります場合は、それは現在許されておりますところの訴訟の手続によつて、これが最後の確定をする、さういふふうな考へております。

○青山正一君 十八條に關しまして漁業従事者は準組合員か正組合員か。若し正組合員とみなされればその理由はどういふものか。それから正組合員か準組合員かその線の引き方が非常にむづかしい。その地その地の実狀に即して漁民の考へでやつていいの。それから定款が定まらないと漁民でも組合員になれないといふこともできて来るわけですか。場合によれば經營者だけの組合といふものができて来ないかどうか。この点従事者も合めるという政令を出す氣持はないかどうか。それから業種別組合に従業員も組合員になれるとはつきり規定してあるわけでありまして、漁業協同組合そのものにそれを規定すべきだと解するかどうか。それから經營者と従業者が一体となつた組合を作るべきだと解するかどうか。十八條の第三項には「定款の定めるところにより、それから下へ來まして「資格を有する者」といふことができる。」「ただ漠然と書いてあるのみで、この点をはつきり一つお示し願ひえられたいと思つております。それから第二十四條に、いわゆる専用

それがやはり一番地区としても適當であるという地区が選ばれておるわけでありまして、恐らく今度の新しい漁業協同組合を作り出す場合は、當然そういうふうな地区によつて作られるのではないだらうかというふうに予想いたします。それから又現在の地区が非常にごた／＼しておりますやうな所では、これは漁民の自主的な意思によりましてこれが改正されるというふうなこともあり得るのではないかと、このように考へております。我々としては大體において地区の点については格別の標準を示しませんでも、従來の承らくの團體の事情からいたしまして、當然決定して行くのじやあるまいかというふうな考へておるわけでありまして、要は規定を置きません趣旨は、できるだけこれを法律的には拘束しない、こういうふうな建前に考へておるわけでありまして、それから第二番の一定の区域に二つ以上の組合を設立し得るかという御質問でございます。これも何ら制限をいたしておりません。従ひまして一定の区域に二つ以上の組合も設立することは可能であると考へております。それから第三番の、法案の第十七條によりますれば、組合には定置漁業権の共有は許されないと、このこととがございまして、組合は組合を自営する規定であるわけでありまして、この自営する漁業については何ら法令上制限してありません。従ひまして定置漁業権のみから営む場合においてはこれは持てる、従來のように定置漁業権だけを共有いたしました他に貸付けるといふふうには今度の法令では認められないのであります。單に所

有するだけでは困りますが、みずから漁業を営むという場合には定置漁業権も持てる、これは漁業法においてさうな改正が行われるわけでありまして、それから組合は漁業の許可を受けるが、これも組合みずからその漁業を営みます場合でも、許可漁業と雖も許可を受けて漁業協同組合がこれを行ひ得るといふふうな考へております。漁業自営に關する條件が非常に窮屈ではないだらうかというふうなお話でございました。これはとにかく如何なる漁業であろうか、みずから営む場合においてはやはり得る、さういふふうな廣い考へ方で出発しております。大體漁業協同組合は私共の考へ方といたしましては、組合員の流通部面の仕事をすることが適當な團體であろうと考へております。従ひまして大體協同組合の狙いとしては流通部面でありまして、場所的には生産部面の協同組織である漁業生産組合を二重に作る必要のないというふうな場合については、この漁業協同組合自体が生産部面の協同組織としてみずから漁業を営めるといふふうな考へ方を取つておるわけでありまして、従ひまして事業を営みます場合には相當の危険を伴うわけでありまして、従つて組合員がその事業の危険もよく納得して行く必要がございまして、いわば同志的な結合という趣旨をもつと強くする必要がありといふふうな建前からこの條件が書いてあります。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質疑はありますか。第二章の第一節に對しては、後からあるかも知れませんが、第二節に移りまして、組合員に關する事項第十八條から第三十一條までですね。組合員の資格とか、出資とか……。

○説明員(藤田慶君) 漁民の判定は先ずその協同組合が自治的に決める。それについて異議のあります場合は、それは現在許されておりますところの訴訟の手続によつて、これが最後の確定をする、さういふふうな考へております。

○青山正一君 十八條に關しまして漁業従事者は準組合員か正組合員か。若し正組合員とみなされればその理由はどういふものか。それから正組合員か準組合員かその線の引き方が非常にむづかしい。その地その地の実狀に即して漁民の考へでやつていいの。それから定款が定まらないと漁民でも組合員になれないといふこともできて来るわけですか。場合によれば經營者だけの組合といふものができて来ないかどうか。この点従事者も合めるという政令を出す氣持はないかどうか。それから業種別組合に従業員も組合員になれるとはつきり規定してあるわけでありまして、漁業協同組合そのものにそれを規定すべきだと解するかどうか。それから經營者と従業者が一体となつた組合を作るべきだと解するかどうか。十八條の第三項には「定款の定めるところにより、それから下へ來まして「資格を有する者」といふことができる。」「ただ漠然と書いてあるのみで、この点をはつきり一つお示し願ひえられたいと思つております。それから第二十四條に、いわゆる専用

利用契約に関する規定を設けた理由は如何、一つこの点も承わりたい。それから二十五條の組合加入拒否に關しては不服申立の便法を設ける必要はないかどうか、この点についても承わりたい。以上。

○説明員(藤田肇君) この漁業に従事する者は、大体年度の協同組合法の考へ方は、働く漁民というものを対象にしての組織と考えております。従つてその意味は漁民の現在の事情からいたしまして、資本家と労働者、或いは経営者と従業者というふうな区別がしかく明確でないようなものが非常に多いわけでありまして、従つて法案を全体通じて、経営者と従業者というものについては、これを区別をつけずに、組合員につきましても大体同じような考へ方で行つておるわけでありませう。従つて「一年を通じて三十日から九十日まで」の間で定款で定める日数を「こゝの漁民」といふのは、この漁民という定義は、十條の二項で書いてございますように「一漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいふ」と言つてございますように、一年を通じて三十日から九十日までの間漁業を営む、或いは又その漁業に従事するといふふうな者は、これは経営者と従業者とを区別せず、同じように扱つておりまして、或る組合で、例へば九十日以上の方を資格者と決める、正組合員と決めるといったしすれば、九十日未満の方は、それが経営者でありませうが、従業者でありませうが、全部これは正組合員でなく落ちるわけでありませう。その者は三項によりまして、第一項若しくは前項に規定する漁

民以外の漁民の中に入るわけでありませう。これは正組合員でございませうが、定款の定めるところによつて正組合員として加入せしめる。そうして組合の施設を利用せしめる、或いは享受せしめる。かういふふうな途を開いておりますわけでありませう。従つて経営者と従業者との区別ということとは全然考へておりませう。

それから経営者のみの組合はできるかというお話でございますが、これは十八條の二項によりまして、いわゆる業種別の協同組合、つまり「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」と書いてございますが、業種別の組合につきましても、経営者だけで作るという事は可能でございます。ただ包括的な地区の協同組合につきましては、これは従業者を入れないという事を定款で規定することはできません。地区組合については必ず従業者も拒み得ない。業種別の組合については、これは定款の定めるところによつて従業者は入らないようにすることができぬ。そういう解釈でそのことばの條文で明らかに大体なつておるといふふうな考へております。従つてその趣旨を明らかにする政令は必要ない。尙この点は我々としては今後機会あるごとにその解釈を徹底して行くといふふうに考へております。専ら利用契約は、これはなぜかういふ規定を設けたかという御質問でございます。これは専ら利用契約と申しますのは、組合員が契約をいたしますと当該組合の施設の一部を専ら利用せなければならぬ。つまり共同販賣の施設がございませう場合に専ら利用契約をいたします場合に、その組合員は漁獲物を専らその

組合の共同販賣施設に掛ければならぬ。かういふふうな規定であるわけですが、これは一方自主的な組合員が各自に自主的に勝手にやれるといふふうな考へ方でありませうが、この専ら利用契約もおかしいといふことになるわけでありませうが、我々は決して協同組合を統制しようとは考へておりませうが、共同の利益を促進する以上は、皆が互に自分らの行為を制限して行くといふことも当然であることでありませう。かういふことは私はその目的を遂行するといふことができないと考へます。従つて組合がその自由意思によつて専ら契約を結ぶ、そういうふうな改正によつて協同組合の強化を図つて行くといふことは、やはり望ましい方向であるといふふうに思つておるわけでありませう。併しながらこれは二項にございませうに、締結を拒んだ組合員、これは個々の組合員と組合が締結しなければならぬのでありませう。或る人が自分自身で専ら利用契約を結ぶことを嫌だと拒んだものがあります場合に、その拒むといふことを理由にいたしまして、その組合員がその施設を利用しようといふふうな場合にこれを組合が拒んでおらないといふふうな規定を置いてあるわけでありませう。

それから法案の二十五條の加入拒否に對しては、不服申立ての便法を設けてはどうかといふふうなお話でございます。この不服申立ての手続に關しては、恐らく誰に不服を申立てるか、という問題になつて來る。例へば組合長に出す、或いは府

縣の知事に出すといふふうな問題になつて來るのでありませうが、我々としたしましては、知事は大体いわけ非常に限定された監督の地位でございませう。すべてこれを組合の自主的なものに委しておるわけでありませう。従つて正当の理由がないのに拒みました場合には、現在の法制によつてそれを正當の理由があつたかどうかといふことをはつきりさせるというふうなことにいたすべきであるといふことで、不服申立ての規定は置いてございませう。ただ正當な理由がないに拘わらず拒みました場合には、百三十條の罰則の規定を適用する、かういふふうな解釈をいたしております。

○矢野西雄君 自主的にやるといふことは最も民主的ですが、例へば引揚者等はそのため非常に加入が困難になりはしないか。それから、それを訴訟によつて権利を擁護しようとする場合、訴訟を主管するところは普通の裁判所ですか、或いは行政上級官廳か、その点明らかにして頂きたい。

○説明員(藤田肇君) 訴訟いたします場合は、普通裁判所でこれを、いわゆる民事訴訟の手続によつてやるわけでありませう。それから引揚者は相当加入する場合に不利にならないか、かういふ問題でございませうが、これも特に引揚者に對して不利になるといふことに考へておりませう。要はその引揚者が果して從來漁業を営み或いは又今後とも漁業を営む意思があるかどうか、その点かはつきり組合において公平に認定をいたしまして、これを判断して行くといふことになりませうが、格別の問題は起つて來ないのではなからうかといふふうに思ひます。

○矢野西雄君 過般のいわゆる失業手当法案の本会議通過の際には、僕は當時の引揚問題の特別委員長として米窪の淺岡議員なんかとやりましたが、結局全然顧みられなかつた。今度災害補償の法律案もそうだ。果してかういふふうな立法をするときに、六百二十万の引揚者の大衆を擁護してやるのに、立案者諸君はさういふことを實際親心で考へているのかどうか、考へたらどうか。事実問題として一つお尋ねして置きたいと思ひます。

○説明員(藤田肇君) これは特にかういふふうな問題について引揚者だといふことで特別の規定を置くかといふことは、私は非常に困難であると思ひます。立法いたしました場合に、引揚者だといふことで特別の法律上の取扱をするといふことは困難だと考へておるわけでありませうから、引揚者も一定の資格はさしてむすかしい資格ではないのでありませう。一年を通じてたかだか三月、現に経営をして漁業を営んでおるといふことであれば当然資格が出るわけでありませう。その資格を作りまして……。

○矢野西雄君 外地でやつた場合でもよろしいですか。

○説明員(藤田肇君) それは外地で漁業をやつておつたといふことがはつきりいたしますれば、それで当然これは資格があるといふことを私共は考へております。ただ問題はこれからやります。これから漁業をやりたいといふ場合に、果してそれが漁業をやるのか、

或いはそれが曖昧であるかということの事実の認定によつて、多少組合の判断が違つて来ようというふうに考へるわけでございます。併しながらこれは引揚者のおられますところの地元においては、相当さういふふうな事情はつきりする。やるかやらないかということはいろ／＼な準備その他のおのづから明らかでござりますからして、当然率直に眞面目に組合が判断をいたしますればさう誤つた結論にはならないのではないかとさういふふうに考へます。

○矢野西雄君 これは意見を開陳するわけではございませんが、今第一読会です。ありませぬから……。さういふふうな考へでやつておるといふと、現に或る縣においては、引揚者等が、水産の経験者であつても古だから絶対これをシャット・アウトするといふようなことを、非常な責任のある者が放言してゐるような事実をばつきりと擲んでおられますから、更に規定として、法律の條文としてなくとも、行政措置としてそれらのところを得しめるために、当局といふものは、行政措置としてそれらのものが起ち上るような処置をするような考へがござりますか。

○説明員(藤田巖君) 今度の水産業協同組合法の狙いといふものは、全然自主的に作らせる。さうして苟くも働かぬ漁民である限りこれが加入を拒まない建前でございます。従つて御懸念の点については私共今後この法律を普及し、又その趣旨をよく滲透せしめます上に十分注意をいたしまして、さうしてさういふふうな点について苟くも誤解があつたり、或いは又引揚者なるの故を以て正當な資格のあるにも拘わ

らずこれが加入を拒むといふふうなものについては、十分その間違つてゐる点を又役所としても質すといふふうなことで処置して参りたいと思ひます。○淺岡信夫君 只今藤田次長の説明でよく分るのでありますが、問題は第一読会でありませぬから意見を差し挟むことを差控へたいと思ひますが、たださうした中央におきますところの親心、或いは藤田次長の言われました心持が何だかこうしたものに対して反映するやうな或いは御理解を地方において得られるやうな今後においてお考へ頂きたいと思ひますが、意見は後刻外の機会に申上げたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 藤田次長は衆議院の方に参りますので課長が代ります。引續いて御質疑をお願いいたします。大分適切な質疑が段々出るようです。すから御遠慮なく疑問のところをどんどんお聴かせ願ひます。大抵第二節の質疑がござりませぬでしたら第三節の管理の問題についての質疑をお願いいたします。第三節は第三十二條から五十八條までで非常に長いのです。

○青山正一君 法案の第三十三條、この規約の性質及び効力如何、この問題について一つ、それから三十四條の「役員」の定員及び選挙」の條項のうちには水産業團體法によりまして成立したところの水産團體の会長とか或いは副会長、専務理事、常務理事又は常任幹事の職におつたやうな者は、一應一年なり二年なり本法による組合の役員に選挙されることのできないといふふうなものを何か折込んで入れて置いた方がよいのじやないか、さういふふうな私考を以ておるわけですが、その問題に

つきましては、いざれ討論なりその他のときにいろ／＼申上げたと思ひます。それから第三十五條の「役員」の任期。これは非常に短いじやないか、このように制限した理由はさういふわけか、その点も一つ公表して頂きたいと思ひます。それから法案の第五十二條、これもつまり総代会設置の標準として大体組合員二百としたわけでありませぬが、その二百を根拠とした理由はどういふものか、さういつた点につきまして御質問したいと思ひます。

○説明員(久宗高君) 四つ質問が出ておるわけでありませぬが、私最初を聴き漏しましたので第二番目からお答えいたします。旧役員は新組合の役員になれるといふことについて制限すべしといふ御意見がござりますが、これは非常に大事な問題だと思ひますが、これは、一律にさういふ問題を処理するの適當かどうかといふこと、漁業における現状がそれを適當とするかどうかこの二つの点から考へて見る必要があると思ひますが、農業におきましてはすでに二つの措置をとつておりませぬ。即ちいわゆる公職追放者につきましては、当然の問題を以て新協同組合の役員又は重要な責任の地位に就けないといふ規定が出ております。それからもう一つは、新しい協同組合の設立に當りまして、新しい協同組合の内容がどのやうなものであるかといふことを一般の農民がはつきり知るまでは、それについて積極的の現在の農業会の役員が動いてはいけないといふやうなことが通牒によつて指示されております。併しながら漁業におきま

してもこの点は同様でありまして、つまり公職追放者の問題と、それから現在の漁業会の役員が新漁業協同組合の発足に當つてそれを歪めることのないやうにすることについては当然これと同じやうな措置がとられる必要があると思ひますが、農業の方に於きましてこの措置におきましては、旧農業会の解散の時期において初めてその解散の席上におきまして新しい協同組合といふものはさういふふうな内容のものだといふことを、その役員が詳細に説明することになつております。そのときに初めて一般の人間は新しい協同組合といふものを知ることが出来るかといふことを知るのであつて、それまでは積極的にその問題に參加してはならない、さういふことになつております。

そこで漁業協同組合におきましては、現在の漁業会の解散總會のときまでは現役員は新協同組合の設立について積極的な運動が取れないといふことになつております。そして又さういふやうな措置をする必要があると思ひますが、その後に於きまして新しい協同組合が出来る場合に役員に選ばれた、さういふふうな者を今のお説のように全部一律に禁止すべきかどうか、この点につきましては、私共の考へ方といたしましては、前役員は全部悪いといふことではなしに、その中には勿論非常に立派な方もおられますし、それは新しい協同組合の設立に當つていろ／＼啓蒙運動も行われるわけでありまして、その設立に當つて新しい協同組合員が選ぶ、選ばれて出て来たという場合にはこれを特に拒否することはないのではないかとさういふ

うに考へておるわけでありませぬ。ただ一般には漁村においてはさういふやうな有力者或いはボスとさう言われる者がさういふ役員に就く可能性が強いといふことで、これを阻止したらどうかといふ御意見が他の方面でも出ておるわけでございますが、私共はそれを法文を以て一年間就職を例へば禁止するといふ措置は現在のところ考へておらないのであります。

それから第三の御質問でございますが、役員任期が非常に短か過ぎはしないかといふ御意見であります。これは任期は二年となつておまして「但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする」といふふうなことを、本當の仕事はできないじやないかといふことが考へられるわけでありませぬが、これにつきましては協同組合の組織そのものが、組合員全体が組合の活動に積極的に參加するといふ建前をとつておられますので、つまり役員が長く、期間が長くなりませぬと、つい従来起つたやうな弊害つまり組合と役員が分れてしまつて、役員個人の色彩が非常に強くなるといふことも考へられますので、これは比較的短期の期間において、何でもそれについて信任をする、つまりさういふことではなしに、役員を又選挙いたしましたして、その方が続いてもいいという、信任が得られれば續いて行けるといふやうな措置で考へて行くことにいたしまして、一度はさういふやうに自動的に長く續いて行くといふことではないといふ措置が必要であるといふことから一年としたわけでありませぬ、ただ定款で二年以

内において別段の期間を定めたとす  
は、定めることはできないのであります  
が、二年以上には亘らないのであります  
これは再選は妨げないのであります  
それから総代会の設置の問題であり  
ます。これは漁業のような産業の実体  
から考えまして、全部総会に出るとい  
うことは非常にむづかしいのでありま  
して、そのために総代会という制度を  
設けていくわけでありまして、漁業と  
いう実体からいって、なか／＼出られ  
ないというものは勿論これはあるので  
あります。成るべく積極的にその人  
そのものが出て処理する、意見を述べ  
るといことが主体になつて参ります  
ので、総代会そのものを作ることにつ  
いても相当いろ／＼の制約を受けたわけ  
であります。ただ漁業の実体から見ま  
しても、どうして総代会制度というも  
のは必要だということ、その任期に  
つきましてもいろ／＼検討したわけ  
でございますが、いづれにしても極く少  
数の人間だけで問題を処理するとい  
うことはいかんという意味が非常に強  
いのであります。そこでここでは二百  
人に対して大体五十人ということにな  
りますので、非常にこれでは現在の状  
態では、現在の実情から考えますと、  
これは非常にむづかしい形にして貰  
いたいという意見は各所で聞くわけで  
ございますが、農業の係に比べても、  
この総代会は非常に従来のような少  
人数でやるという形ではできない  
ようになつておりました。漁業にお  
いては特にそれを引下げるようにいた  
しまして、この程度で、大体各方面の  
話がついたわけでありまして、現在の  
状態といたしましては、これでは不便  
だという御意見はあろうと思つてあ

りませんが、成るべくそういうような少  
数な人間だけで処理しないで、できる  
だけ大勢の人間が参加してやる、み  
ずから意見を述べておられることが民主  
化の課題にもなつておられますので、そ  
ういふ点から二百名ということにいた  
して、そのわけでございます。それから最  
初の方で……

○青山正一君 三十三條ですね、規約  
の性質及び効力如何。  
○説明員(久宗高君)(続) この規約と  
定款との効力は同じでございます。こ  
の規約を設けるか否かは任意であつ  
て、且つ設定変更にはこれは認可は不  
要でございます。定款は必ず設けなけ  
ればならないわけでありまして、そ  
うして定款には勿論認可が伴います。そ  
こで規約の方は組合の管理運営を円滑  
にするために設けたものでありまし  
て、そういう趣旨のものでございま  
す。

○淺岡信夫君 只今の課長の説明によ  
りまして、第三十四條の既存団体の主  
たる幹部が特に出られないのだ、丁度  
追放者と同じような立場に置くのだと  
いう規定を設けなくても、自主的な運  
営においてなされるのだという説明で  
よく了承したのであります。これは  
は管理の、この第三節におきまして質  
問すべき事柄であるかどうかというこ  
とは私懸念するのございまして、併し  
ども、併しそういうふうな既存団体の  
組合の主力幹部が積極的に動いては  
いかんというふうなことは、そういう  
うなことを理解せしめるためには、ど  
ういうような方法を用いられるかど  
うか、誰がそれをなさされるのか、つま  
り宣傳されることですね、理解せしめる  
こと、そういうことはまあこれは特に

管理の項で語わなくてもいいだろう  
が、そういう方法をちよつとお伺いし  
たいのであります。  
○説明員(久宗高君) この点は、農業  
の方でもその問題について、丁度法案  
が実施になりましたときに、そういう  
ような通牒が出まして、その通牒の中  
では、官吏も、普通の官吏も、それか  
ら現農業会の役員も積極的に動いては  
いけないのだ、つまり解散総会があつ  
てから、つまり解散総会の席上で、初  
めて具体的に組織の農民に対して、新  
らしい協同組合はどうなるのだとい  
うことを説明することが法律で義務付  
けられておきますので、そのときに初  
めて具体的に一般の農民が新しい協  
同組合の内容を知るとい建前に法律  
ではなつておられるわけでありませ  
ん。併しこれはもつと前から、実質上はいろいろ  
議論されるわけでありまして、私共  
といたしましては、法案の内容を、  
つまり客観的にこういふものであると  
いう説明は、これは当然として  
もよい、こう考へるのであります。た  
だどう作れとか、ああしろ、こうし  
ろという問題は、いけませんのであり  
まして、法案の公式のものはこうなつ  
ておるといことは、いろ／＼漁民から  
聞いて参るでありまして、それに  
対して、自分の意見を混えず、法案の  
客観的内容はこういふものである、こ  
ういふような説明が中央から来てお  
る、そういう問題についての処置は当  
然とつてもいいと考へておるのであり  
ます。

○淺岡信夫君 例えは今のですね、課  
長の説明されたようにならぬに、それは  
既存団体の幹部も亦そういう説明をす  
る場合があるだろうと思つて、そ  
ういふことが徹底するかどうかど  
ういふことを非常懸念するのでござ  
いますけれども、そういう点につ  
きまして。  
○説明員(久宗高君) この水産業協同  
組合法案につきましては、従来からも  
私達これを早く一應の事務当局案を  
公表いたしました、これについて漁業  
権制度と併せて一般の御批評を得たい  
と考へて公表の問題を重視していたの  
であります。いろ／＼の關係ででき  
ないで今日に至つたわけでございます  
。それでこの前の内閣のときであり  
ます。それが、一應これを閣議に掛けて行  
きます場合に、私の方といたしまして  
は、直ぐ議案も真近かなことでありま  
すし、どうしても一應漁業権制度と併  
して公表して行かなければ、一般の御  
批判を得なければならぬということ  
で、やつとそのときになつて、これは  
十月中旬には、つきり覚えておりませ  
んが、十月中旬に両法案とも一應事務当局  
案として公表したわけでございます。  
ただ御存じのように、案そのものを公表  
いたしました。案そのものを公表  
いたしまして、これを讀んだだけでは  
重要なところが分らんというふうな点  
もございまして、ラヂオその他を通  
じまして、いろ／＼内容の客観的な解  
説を今現在進行しております。パンフ  
レットその他によつてもこれから説明  
して参りたいと思つております。現在  
ではラヂオを主として利用いたしまし  
て、大体この法案の中で最も大事な部  
分について平易な解説をやつて行く  
といふこと考へております。

○淺岡信夫君 分りました。  
○委員長(木下辰雄君) それでは第四  
節の設立に関する事項についての御質  
疑がありましたらお述べを願います。  
○青山正一君 この六十一條ですか  
な。六十一條に「定款作成委員」の條項  
がありますね。定款作成委員によつて  
決められました。定款作成委員は事  
業計画を後から設立準備会ですか、創  
立総会というのか、そういうところで  
その定款とか、事業計画を修正するこ  
とができるかどうか。その時そのその  
地区と組合員になる者の資格を修正で  
きないといふことを決めておられます  
か。その二つの点について一つ。  
○説明員(久宗高君) 只今の御質問に  
つきましては、六十二條で明文を書  
いてございまして、六十二條の第四項に  
あります。創立総会においては、前  
項の定款を修正することができ、前  
項の但書が附いておられます。「地区  
及び組合員たる資格に関する規定につ  
いては、この限りではない。」といふ  
うにいたしましたのであります。

○淺岡信夫君 それはどういふわけな  
んですか。但し、地区及び組合員に  
関する規定については、この限りでな  
い。……  
○説明員(久宗高君) お答えいたしま  
す。地区と組合員につきまして、これ  
又ここで変更々々といふことになつて  
参りますと、組合がどうしても設立で  
きないのであります。それで内容だけ  
は変更されないといふことになるわけ  
であります。それにつきましては、  
その設立準備会の際にその案の内容  
については十分關係の方の意見を盡  
しまして、ここで固めて行くといふ  
にしない、又これがこちらで以て変  
えられないといふこととありますと、つ

○淺岡信夫君 分りました。  
○委員長(木下辰雄君) それでは第四

まり設立が全然できないことになつてしまします。それでどういふふうな規定を置いておるわけでありませぬ。

○青山正一君 その理由だけですね。その理由だけで地区と組合員になる者の資格を修正できないということになつておるのであるか。

○説明員(久宗高君) そういうことになつております。

○青山正一君 それから法案の第六十三條ですね。六十三條によりますと、組合の設立は行政廳の認可を必要とする。行政廳の認可を必要としますけれども、これを届出とか或いは登記制度に改めたらどういふものですか。

○説明員(久宗高君) お答えいたしません。これは將來の問題は別といたしまして、現在これより先に出ました農業協同組合の設立を見ましても、非常にいろいろ違法な事例が出て來ておるのでございませぬ。それで全然初めからの届出制度というものは、非常に大きな一つの切替えでございませぬから、それではできないというふうに考えますので、これは別にいろいろこの行政官廳の方から不必要な指導をするとか、そういうようなことではなしにできた新しい協同組合の内容が、この法案で要求しておりますような民主的な内容であるかどうかという事実審査を相当しつかりやる必要があると考へますので、これを諷つておるわけでありませぬ。

○委員長(木下辰雄君) 第四節に対して他に質疑はありませんか……ありませんでしたら第五節、解散及び清算の項に入ります。この項についてはやはり質問がないと思ひますが、第三章の漁業生産組合、全部に対して質疑

を……第三章の質問がありませんでしたら、第四章の漁業協同組合連合会の項に入ります。

○江熊哲翁君 ちよつとお尋ねいたしますが、全国の各府縣の水産業会の中で、金融の仕事をやつていない縣は何縣ぐらい現在ありますか。

○説明員(久宗高君) 只今ちよつと今ここに資料を持つておりませぬので、後刻調査いたしまして御返答申し上げます。

○江熊哲翁君 それからこの金融事業がこれと切り離されておるのですが、これに対してどういふわけでございませぬか、その筋との折衝のことも取入れてお話願ひたいと思ひます。委員長、それで速記の関係があれば止めて頂いて、この点は次の時代において私共として行き方もあるからお話願ひたい。

○委員長(木下辰雄君) 速記をちよつと止めて……。

午前十一時三十九分速記中止

午前十一時五十五分速記開始

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め、まだ質問もあると思ひますが、明日の午後一時から第四章から続行して質疑をしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 木下辰雄君
- 理事 尾形六郎兵衛君
- 委員 青山正一君
- 松下松治郎君
- 淺岡信夫君
- 江熊哲翁君
- 矢野西雄君

説明員

- 水産廳次長 藤田巖君
- 農林事務官 久宗高君
- 水産廳漁政課長
- 部經濟課長